

事務所通信

2006年1月号

No. 7



(雪の焼山)

～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

お伝えしたいこと

志の高い経営をする

今年も1月23日に経営計画発表会を行います。発表会で全社員に数字と方針を実行してくれるように協力をお願いするわけですが、一番の目的は、経営計画書に書いてあることを全社員が実践して、人として成長してほしいということです。

計画書に書いてあることを実践してゆくと、チェック機能があるので自然と人柄がよくなり、礼儀正しい立派な日本人になると確信しております。立派な人間の多くいる立派な会社になりたいと思っています。

最初から立派な会社はないわけですから、まず立派な会社になりたいと心から思い、立派な会社になるための努力を日々行って、はじめて会社は立派になると思います。そのための道具が経営計画書です。

会社としてやるべきことを①お客様 ②社員 ③商品サービス ④社会の4つに分けて、経営の品質を高めます。

①お客様満足

全社員がどうしてもっとお客様に喜んでいただけるか常に考え、商品・サービスを工夫しています。私達は月次決算というあたりまえの商品をお客様のために分かりやすく、誰よりも熱心に説明させて頂きます。お客様のためにやらなければならないことはいっぱいあります。

中小企業経営者の方々と仕事をして会社の成長拡大と安定のために貢献したいと思っています。そのために私達はお客様の参考になれるような立派な会社にします。

②社員満足

毎年1人位ずつ社員は増えています。経営の根幹が人の成長であるので、社員満足はお客様満足と同じに大事です。社員が夢や希望を持って働ける会社でなくては意味がありません。これは大変重い課題で全社員の協力なくして実現できません。多くの人々のアドバイスにより実現します。

③商品・サービスの改善

商品・サービスは常に改良して行きます。キーワードは独自性です。自分達の頭で必死になって考え、コンピューター会社の作った商品とは違うものを提供します。常に新しいサービスを考え実行します。そして、良いものがあったら即真似をして取り入れ、徹底して実行します。

④社会貢献

仕事は人様の役に立つためにあります。利益を出して、多くの社員を採用し地域一番店にします。

◎ 今年も社員と一緒に仕事の出来る喜びでいっぱいです。上記の4つのことを実行し、志の高い立派な会社にします。本年もよろしくお願ひします。



加藤輝守

医療費控除

～ 領収書をマメにとっていますか？ ～

この「医療費控除」は、サラリーマン等が年末などに行う「年末調整」で調整することができない項目です。この「医療費控除」を受けようとするときは必ず確定申告が必要です。

★ 医療費控除を受ける場合には領収書等が必要

医療費控除を受けるためには、医療費を支払ったことを証明する領収書やレシート(医療費控除の対象になるものに限ります)を申告書に添付して提出します。通院のためやむを得ず支払った交通費等のように、領収書やレシートの発行されないものについては、市販の出金伝票(メモでもかまいません)等を使用し、支払った日付、金額、支払先名、支払の内容等を記入し、領収書に替えて提出することもできます。

★ 医療費控除の額

医療費控除として控除できる金額は、次の算式により計算した金額となります。ただし、200万円を限度とします。

A: 支払った医療費の額 - 保険金等で補てんされる金額

B: 10万円と総所得金額の5%のうち、いずれか少ない金額

C: A - B = 医療費控除額

※医療費控除を受けるには、その年に支払った医療費が10万円(総所得等が200万円以下の場合には総所得の5%になることに注意してください)を超えているかどうかの一つの目安になります。

★ 医療費控除の対象となる人

「支払った医療費」とは誰のために支払ったものが対象になるのでしょうか。所得税法では「自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族」と規定されています。具体的には、本人、配偶者、子、兄弟姉妹、両親、祖父母等親族で生計を一緒にしている人すべてが対象となります。尚、対象となるかどうか不明である場合は、当事務所担当者もしくは税務署に問い合わせてください。

★ 医療費控除を受ける人は誰にすればよいのでしょうか

この医療費控除を受ける人は誰にすればよいのでしょうか。日本の所得税は「超過累進税率」となっています。つまり、所得が高い人ほど税金は高くなります。したがって、所得の高い人が医療費控除を受ければ、一番節税効果が高くなることになります。この理屈は、医療費控除だけではなく、その人から控除可能な所得控除全般に言えることですから、一度所得控除(特に医療費控除と扶養控除)を誰から控除すればよいかを検討してみるのもよいでしょう。

★ 医療費控除の対象となる支出は

医療費を支払っても、全てが控除対象となるわけではありません。対象となる医療費とは、疾病、傷病等の治療、治癒のために支払った費用、及びやむを得ず通院のために支出した交通費で通常要するものです。ですから、健康増進や美容のための費用は医療費控除の対象とはなりません。

1 年間医療費の領収書等を集めてみると、意外と金額が多くなることもあります。領収書をマメに取っておくことをお勧めします。

社会保険の扶養

～ 社会保険（健康保険）の被扶養者 ～

健康保険の保険給付は、被保険者だけでなく被扶養者に対しても支給されます。

★【被扶養者となれる人の範囲】

被扶養者となれる人は、「被保険者の収入により生計を維持されている3親等以内の親族」で、同居していることが条件となります。ただし配偶者（内縁関係にある人を含む）・子・孫・弟妹・父母・祖父母・曾祖父母は、別居していても被扶養者となれます。

★【生計維持の基準】

生計維持の基準は、「主として被保険者の収入により生計が維持されていること」とあり、**被扶養者になろうとする者の年収が、60歳未満は130万円未満、60歳以上・障害者は180万円未満**となります。そして同居している場合は、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。別居している場合は、その額が、被保険者からの仕送り額より少ない場合に被扶養者として認定されます。

（所得税法上の扶養親族等の要件「年収103万円以下」とは異なります。）

★【さらに勘違いしやすいのですが・・・】

健康保険では、基本的には全ての収入が対象となるため、**雇用保険の失業給付や、健康保険の傷病手当金、遺族年金なども収入に含みます**。しかし、**退職金や、土地を売ったというような一時的な収入は含まれません**。

（所得税では遺族年金などは非課税として収入には含まれず、退職金など、一時的な収入は所得の計算に含まれます。）



★【失業保険受給者の場合】

失業したときに雇用保険から支給される基本手当日額で判定します。日額3,611円までなら扶養に入れます。3,611円を超えるようでしたら国民健康保険に加入してください。

★【夫婦共稼ぎの場合】

夫婦が共稼ぎをしていて、両者が共に健康保険の被保険者となっている場合は、夫婦いずれの被扶養者とするかについては、年間収入の多い方の被扶養者となります。ただし年間収入の少ない方の被扶養者とする旨の届出があったとした場合でも、その家計の実態に照らし、総合的に判断されて年間収入の少ない方の被扶養者として認定される場合もありますので、社会保険事務所などに問い合わせてください。

生命保険

●企業防衛の準備は万全ですか？

一般に中小企業では経営者の手腕や信用が企業を支えています。もし経営者に万が一のことがあれば、銀行や取引先に対する信用が低下し、その結果、経営資金の不足等をまねき、企業倒産という最悪の事態を生じかねません。また、オーナー経営者の財産は、自社株や不動産といった、すぐに処分できないものが多く、残された家族の生活が困難になったり、相続が円滑に行われないことも考えられます。こうしたリスクに備えるためにも経営者に対する生命保険は必要不可欠です。

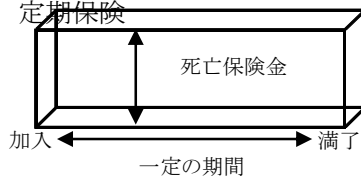
●企業防衛準備資金の主な種類

1. 保障準備資金・・・・・・・・・・・・・運転資金対策・借入金対策
2. 死亡退職金・弔慰金準備資金・・・・退職慰労金・弔慰金対策、事業承継・相続対策

●生命保険の種類

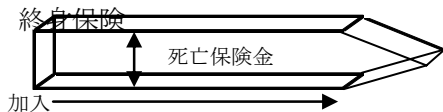
生命保険の種類は500種類以上ありますが、基本的には3つの商品で構成されています。

(1) 定期保険



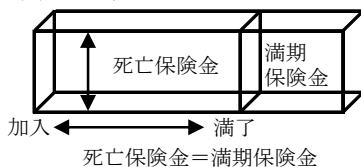
- ・保険期間中に死亡した場合は死亡保険金が支払われる。
- ・保険期間満了時に満期金はない。(掛捨て)
- ・保険期間は年満了型と歳満了型がある。

(2) 終身保険



- ・死亡保障が生涯ある。
- ・解約すると解約返戻金が支払われる。

(3) 養老生命



- ・保険期間中に死亡した場合は死亡保険金が支払われる。
- ・保険期間満了時に満期金が支払われる。
- ・保険期間は年満了型と歳満了型がある。
- ・解約すると解約返戻金が支払われる。

生命保険のほとんどは上記保険を組み合わせたものです。特に、終身保険と定期保険を組み合わせた定期保険特約付終身保険が一般的です。

●税制面の優遇も

法人契約の保険ですと上記定期保険部分及び養老保険の一部分については経理上保険料とし全額損金算入でき節税効果も期待できます。

●自社の企業防衛額を知りましょう！！

まずは貴社の会社の状況を知ることから始めましょう！！当事務所では企業防衛額の算出のから保険設計まで幅広くお手伝いできます。ぜひともご利用下さい。

平成18年1月から

「源泉徴収税額表」が変わります。

平成18年分の所得税から定率減税の額が引き下げられることに伴い、平成18年1月1日以降に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額表」が改正されました。

ご注意

- 「平成17年4月源泉徴収税額表」とは、「税額」が異なっていますのでご注意ください。
- 給与計算ソフト等については、定率減税の額の引き下げを織り込んだものにバージョンアップするなどしてご使用ください。

◇ 「平成18年1月以降源泉徴収税額表」は、税務署より郵送にて配布されています。又は、国税庁ホームページ《<http://www.nta.go.jp>》にも掲載されています。

平成16年度法人税課税調査事績

関東信越国税局は、このほど平成16年度における法人税の課税・調査事績を取りまとめ公表しました。

それによると、まず平成17年6月30日現在の関東信越国税局内（埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・新潟）の法人数は37万8,384法人、昨年よりも2,042法人増加しました。

次に申告状況は、黒字申告割合は30.2%で、1件当たり2,200万円（5.2%増）。その一方で、申告欠損金額は4.1%増加しており、赤字申告1件当たりで見ると709万円となっています（5.7%増）。

年々、黒字申告所得金額は増加傾向にある一方、欠損金額も増加傾向にあることから、法人の景気の二極化が進んでいることが伺えます。

研 修 予 定

日 時	研修内容	場 所	講 師	参加費
1月23日(月) 午後2時00分～	平成18年度 経営計画発表会	ヒスイ王国館	加藤 輝守	8,000円

～ おもしろ雑学 ～ 体温計

体温計の目盛りは最高42度までしかない。
この理由は、人間の体温は健康なとき36度から37度に保たれているが病気などをすると高熱が出る。
人間が耐えられる体温の限界は42度のためそれ以上の目盛りがないのである。

教育マガジン「ヨソカシ」-おもしろ雑学集より(担当:原)



会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発刊の
事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

公示法人

糸魚川税務署

※糸魚川税務署前発表

法人名	納 税 地 代表者名	申告所得金額 (千円)	事業年度
株式会社 タナベ	糸魚川市大字大野978	60,844	H 16 . 10 . 1 H 17 . 9 . 30



休日カレンダー



1月(睦月)January

日	月	火	水	木	金	土
1 元旦	2 振替休日	3 年始休暇	4 年始休暇	5	6	7 倉又・田中
8	9 成人の日	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日は、当番制です。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

1月の税務

平成18年1月4日	H17年10月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
	H18年4月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成18年1月10日	H17年12月分源泉所得税・住民税・納付
平成18年1月20日	源泉所得税・納付(納期の特例適用者)
平成18年1月31日	H17年11月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
	H18年5月決算法人 法人税等・消費税・中間申告・納付
	法定調書(源泉所得税、支払調書)・提出
	給与支払報告書・提出
	償却資産・申告
	住民税第4期分・納付
	1月決算法人 消費税簡易課税選択届出書・提出
	1月決算法人 消費税簡易課税選択不適用届出書・提出

あとがき

新年を迎えて、新たな夢や目標を持って仕事などに取り組まれている方も多いのではないのでしょうか。今までできなかったことや新たにチャレンジしたいことなど。ここでちょっと夢や目標を達成するための参考として居酒屋チェーンなどの事業を行っているワタミの渡辺美樹社長の信念を紹介します。それは「夢は抱いているだけでは消えてしまう。かなえる日付を設けることで今日や明日の行動を変えることができる」です。渡辺社長は大学生の時に「24歳で社長になる」と決めてから株式上場など日付を入れた夢を叶えてきました。今年は夢や目標に日付を入れてみてはいかがでしょうか？

堀 田